

平成29年度

第3回野田市スポーツ推進審議会次第

開催日時 平成29年11月17日(金)

午前10時から

会 場 市役所5階511・512会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 教育長挨拶

4 議事

(1) 第2次野田市スポーツ推進計画(素案)について

(2) パブリックコメントの手続きについて

5 その他

6 閉会

第2次 野田市スポーツ推進計画
(素案)

平成30年 月

野田市教育委員会

目 次

1	計画の策定に当たって	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	3
(4)	本計画における「スポーツ」の定義	3
2	計画の基本的考え方	
(1)	本計画の基本方針	4
(2)	本計画の基本目標	4
①	市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の 推進	4
②	スポーツ環境の整備	4
③	市内のスポーツ選手の競技力の向上	4
④	スポーツを通じた地域活性化	5
3	スポーツ推進の基本目標	
(1)	市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の 推進	6
①	幼児期における体力づくりの促進	6
②	学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実	7
③	社会人（職業人）のスポーツ参加の推進	9
④	女性のスポーツ参加の推進	10
⑤	高齢者のスポーツ参加の推進	12
⑥	障がいのある人のスポーツの参加の推進	13
⑦	ニュースポーツの普及	14
(2)	スポーツ環境の整備	15
①	スポーツ教室などの拡大・充実	15
②	スポーツを支える人材の育成	16
③	スポーツ施設の充実	16
④	身近なスポーツの場の充実	16
⑤	総合型地域スポーツクラブの育成	17
⑥	スポーツにおける安全の確保	17
⑦	スポーツに関する情報提供の充実	18
(3)	市内のスポーツ選手の競技力の向上	18
①	大会への参加の促進	19
②	トップアスリートと触れ合う機会の充実	19
③	指導者の育成	20
④	スポーツ施設の充実	20

（４）スポーツを通じた地域活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	２０
① 地域のスポーツ大会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	２１
② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による 交流人口の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・	２１
③ スポーツに関する情報提供の充実・・・・・・・・・・・・	２２
④ 全国大会等の開催支援・・・・・・・・・・・・・・・・	２２
⑤ 地域スポーツと企業、各種団体との連携・・・・・・・・	２２
４ 本計画を進めるに当たって	
（１）計画実現に向けた一体的推進・・・・・・・・・・・・	２３
（２）計画の進捗状況の検証と計画の見直し・・・・・・・・	２３

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の規定に基づき、野田市は国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する「野田市スポーツ推進計画」を平成25年2月に策定した。

前計画策定時に課題とした、人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの希薄化等は、依然、課題として私たちの目の前にあり、さらに深刻の度合いを増している。

スポーツは、スポーツ基本法がその前文において『スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

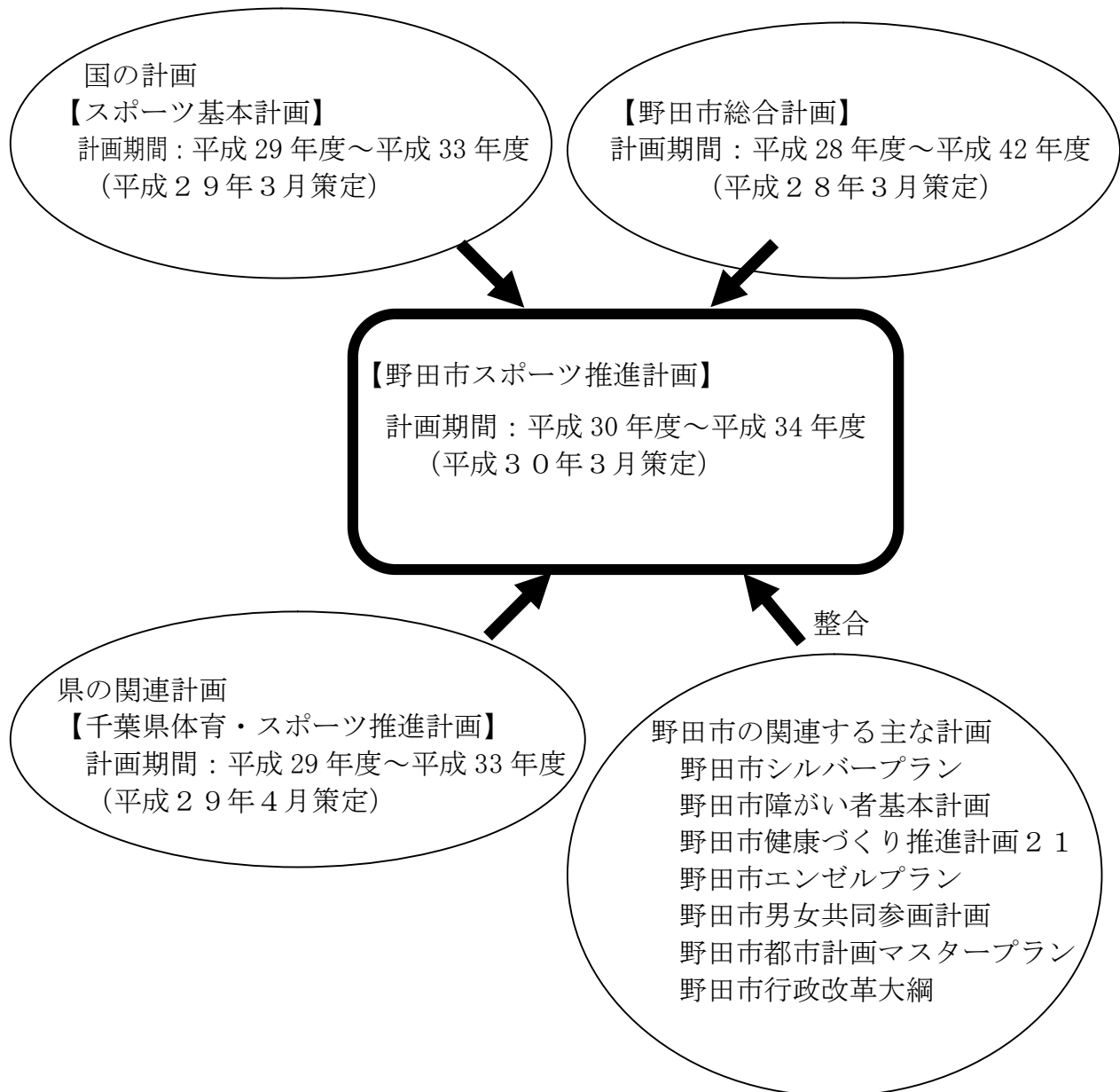
また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。』と謳ったように、社会の構成人たる個人のみならず、社会に有用なものである。

現計画は、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とする計画であり、平成29年度で計画期間が終了することから、引き続きスポーツを推進していくために、国の第2期スポーツ推進計画及び千葉県の第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌するとともに、野田市の総合計画や他の分野別計画との整合を図りながら第2次野田市スポーツ推進計画を策定しようとするものである。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成23年6月に制定されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の第10条第1項に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、策定された「野田市スポーツ推進計画」を改訂し、「第2次野田市スポーツ推進計画」として策定するものである。

なお、本計画の策定にあたっては、野田市総合計画及び本市の他の分野別計画と整合性を図っている。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とする。

(4) 本計画における「スポーツ」の定義（新規）

本計画では、「スポーツ」とは、競技スポーツや一般的なスポーツに加え、ウォーキング・ストレッチ・ラジオ体操・健康づくりや体力づくりを目的とする比較的軽い運動、シルバーリハビリ体操などの介護予防のための運動や様々なレクリエーション、子どもの健全な成長に資する遊びを含むものとする。

また、スポーツに参加するということは、全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず実際にスポーツに参加するということだけではなく、スポーツ観戦等のみということやスポーツイベントのボランティア活動等スポーツ活動をささえることも含む。

2 計画の基本的考え方

(1) 本計画の基本方針

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、市民が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことにより、体力の向上、健康増進及び人格形成を図り、さらに、スポーツを通じて、地域の振興を目指すことができるスポーツ環境を整えることを目指すものとする。

(2) 本計画の基本目標

「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、基本目標を次の4項目とし、それぞれの基本目標ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組むものとする。

また、各基本目標において、一つの政策目標の数値目標を中間年度、最終年度に設定し、計画の進捗状況を検証する。

①市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことを目標とする。

②スポーツ環境の整備

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことを可能にするには、活動の拠点となる施設やスポーツ指導者の充実が必要である。また、スポーツに関する情報を提供していく必要がある。そのため、市内のスポーツ施設の改修等を実施するとともに、スポーツ指導者を育成し、スポーツ情報を提供するなどハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備することを目標とする。

③市内のスポーツ選手の競技力の向上

各種大会における本市出身選手の活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、市民のスポーツへの関心を高めることができることから、市内において優秀なスポーツ選手を育成すること、そして、将来は世界を舞台にして活躍できる人材を輩出できるよう市内のスポーツ選手の競技力の向上を目標とする。

④スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ活動を通じて、地域の絆を強化し、地域づくりに努めるとともに、野田市のスポーツ・レジャーの情報を発信、イベントを開催することにより、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目標とする。

3 スポーツ推進の基本目標

(1) 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

【数値目標】

スポーツ施設の利用者数

総合公園、関宿総合公園、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図る。

目標値（利用状況）

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	目標値（平成 34 年度）
656,124 人	672,520 人	688,930 人

【現状と課題】

本計画の基本方針である、スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するためには、市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動に参加できるようにすることが大切である。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期であり、生涯に渡ってスポーツに参加するには、この時期に体を動かす楽しさを体験することは重要である。

国の平成 28 年度体力運動・能力調査によると、青少年（6 歳から 19 歳）の新体力テストの合計点がほとんどの年代で向上傾向となる一方、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い水準であるとのことである。

この時期は、将来のスポーツ活動の基となる体力や技術を育成するのにも、人間力を養うにも非常に重要な時期であるので学校体育や学校外のスポーツ活動を充実させる必要がある。

国、県で実施された調査によるとスポーツの参加率は、男性より女性の方が低く、30 代から 40 代（いわゆる職業人層）が他の年齢層に比して低くなっており、野田市の調査にも同様の傾向が見受けられる。また、障がいのある人のスポーツ参加率も低いと言われている。今後、このような層がスポーツに参加できるような施策を展開する必要がある。

さらに進んでいく高齢化社会において、高齢者のスポーツ参加は、大変重要なことで、純粋にスポーツを楽しみたい人、健康管理や介護予防のために取り組む人などそれぞれの目的に応じてスポーツに参加できるような環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

① 幼児期における体力づくりの促進

（幼児期における運動の重要性の啓発）

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるため、保護者がその効果を認識するよう保護者会や広報誌等を通じて啓発を行う。

(幼稚園、保育所等における遊びの指導)【新規】

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、幼稚園、保育所において、遊びの指導を通して幼児の成長や発達を促進する。

(公園等の維持管理)【新規】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)【新規】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

② 学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実

(「全国体力・運動能力、運動習慣調査」への参加)

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣調査」に参加し全国との比較や年次推移等の分析により児童生徒の体力・運動能力の把握に努め、その向上に努める。

平成 28 年度「全国体力・運動能力、運動習慣調査」結果 () 全国順位

	小学 5 年生男子	小学 5 年生女子	中学 2 年生男子	中学 2 年生女子
全国	53.92	55.54	42.13	49.56
千葉県	55.04(9)	57.01(9)	44.35(6)	52.42(4)
野田市	53.53(29)	55.60(25)	42.51(20)	50.86(10)

(運動能力証の交付を受けることの奨励)

- ・児童生徒の体力向上を図り、活力あふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に交付される運動能力証の交付を受けることを奨励する。

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化)

- ・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

(教員の指導力の向上)

- ・平成 32 年度から順次施行される新学習指導要領に基づく指導内容の観点から、実技研修会の開催や授業研究会等により、教員の指導力向上を図る。

(教員の障がい者スポーツに関する理解の向上)

- ・東京2020パラリンピック大会等を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

(武道指導への対応)

- ・安全かつ効果的な指導のために、地域の指導者等の積極的な活用等による指導体制及び施設等の充実を図る。また、教員に対して講習会を開催し、指導力向上に努める。

(社会体育指導員及び地域人材の活用)

- ・小・中学校での体育指導及び部活動指導員として、社会体育指導員及び地域人材の積極的活用を図る。

(技術講習会の開催)

- ・中学校での体育指導及び部活動指導の充実のため、保健体育教員及び部活動指導者を対象として、技術講習会等を開催し、指導者の養成及び資質の向上を図る。

(多様なニーズに応える運動部活動)

- ・児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、専門外の教員も含めた実技研修等により、指導力の向上を図るとともに、学校と地域のスポーツ指導者との連携を図る。

(学校体育における安全性の確保)

- ・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技術講習会等でのスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等についての教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理を行う。

(障がいのある児童生徒への取組)

- ・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

(学校体育施設の充実)

- ・老朽化した学校体育施設は、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に整備を図る。また、改修に当たっては、バリアフリー化を図る。

(施設の計画的改修)

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(地域におけるスポーツ活動参加機会の充実)

- ・地域では、子ども会やスポーツ少年団、スカウトなど、子どもがスポーツに親しむ機会を提供する団体が数多くある。これらの団体の活動を支援して、地域における子どものスポーツ活動参加機会の充実を図る。

(オープンサタデークラブ活動の充実)

- ・子どもたちが休日の第1・第3土曜日に実施しているオープンサタデークラブのスポーツ種目の充実と参加促進を図る。

(子ども館における遊びの充実) 【新規】

- ・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(学校施設、校庭、園庭開放の推進) 【新規】

- ・学校教育上、支障のない限り、学校施設、校庭、園庭を地域のイベントやスポーツ活動に開放しており、今後も開放に努める。

③ 社会人（職業人）のスポーツ参加の推進

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催)

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(施設の運営改善)

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【新規】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(ウォーキングの奨励)

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供)

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(市の取組に関する情報発信の充実)

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供)

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実)

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

④ 女性のスポーツ参加の推進

(女性対象の教室等の開催)【新規】

- ・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズにあったスポーツ機会を提供する。

(女性が参加しやすい環境の整備)【新規】

- ・女性がスポーツに参加しやすくなるような、ソフト面、ハード面での環境整備を図る。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要

望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(子ども館における遊びの充実) 【再掲】

- ・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(施設の運営改善) 【再掲】

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催) 【再掲】

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(ウォーキング等の奨励) 【再掲】

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

⑤ 高齢者のスポーツ参加の推進

(各種スポーツ機会の提供)

- ・高齢者それぞれの体力や運動能力、目的に合わせたスポーツ機会の提供や健康・体力づくり、介護予防のためのスポーツ機会の提供を図るとともに、家庭でも無理なくできるスポーツ活動の情報提供に努める。

(健康づくりフェスティバルへの参加促進)

- ・毎年、10月に保健センターにおいて開催している健康づくりフェスティバルで、体力測定及び適切な運動指導等を実施している。自分の体力を確認し、自分に合った運動方法を見つけることができる機会であるため積極的な参加促進を図る。

(高齢者団体への支援)

- ・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

(スポーツ・レクリエーション祭への参加促進) 【新規】

- ・教育委員会で主催しているスポーツ・レクリエーション祭の種目をシニア世代でも参加できるような種目を実施していく。

(東葛飾スポーツ推進連絡協議会主催事業への参加促進) 【新規】

- ・野田市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市のスポーツ推進員で構成している東葛飾スポーツ推進連絡協議会で実施している東葛飾地区スポーツ・レクリエーション祭への参加促進を図る。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(ニュースポーツ指導者の養成) 【新規】

- ・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

(ニュースポーツの用具の整備) 【新規】

- ・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で行う取り組みの体制を構築する。

(ニュースポーツ教室の開催) 【新規】

- ・スポーツ推進員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(ウォーキング等の奨励) 【再掲】

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(公園等の維持管理) 【再掲】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

⑥ 障がいのある人のスポーツ参加の推進

(スポーツに対する障がいのある人のニーズの把握)

- ・障がいのある人のスポーツに対するニーズを把握する。

(障がい者スポーツを支える人の育成) 【新規】

- ・障がい者スポーツの指導員とボランティアの養成を促進する。

(スポーツ推進委員との連携) 【新規】

- ・障がい者団体・施設等とスポーツ推進委員等が互いに協力し、障がい者スポーツの普及と障がいのある人のスポーツ人口の拡大を図る。

(障がいのある人のスポーツ参加の促進) 【新規】

- ・スポーツ関係団体や障がい者団体と連携、協力し、障がいの特性や程度にかかわらず、スポーツ大会等に積極的に参加できるような環境づくりに努める。

(障害のある人と障がいのない人との交流の拡大) 【新規】

- ・障害のある人と障がいのない人とのスポーツを通じた交流を支援し、障がいのない人の障がい者スポーツに関する理解を深める。

(障がいのある児童生徒への取組) 【再掲】

- ・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

(教員の障がい者スポーツに関する理解の向上) 【再掲】

- ・東京2020パラリンピック大会等を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

(施設の計画的改修) 【再掲】

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

⑦ ニュースポーツの普及

(ニュースポーツ指導者の養成) 【再掲】

- ・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

(ニュースポーツの用具の整備) 【再掲】

- ・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で行う。

(ニュースポーツ教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツ推進員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

(高齢者団体への支援) 【再掲】

- ・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会、の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

(2) スポーツ環境の整備

【数値目標】

スポーツ教室参加者数
スポーツ教室参加者の増加を図る

	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	3,206 人	3,370 人	3,530 人

【現状と課題】

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められている。そのため、市民がそれぞれのライフステージや目的に応じたスポーツに参加できる環境を整備するには、参加する機会、活動する施設の提供が重要である。市民自らスポーツ教室やイベント等への参加する機会の提供と、活動する施設の整備を積極的に行っていくとともに、市民の自発的な取組を支援する。特に、指導者やスポーツイベントを支援するボランティアの養成は重要なことであり、関係団体と協力し、取り組む必要がある。

さらに、スポーツ活動とともに地域づくりを行うことが目的の総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興のための協働のパートナーとして重要であり、支援と連携を強める必要がある。スポーツに関する情報を市民に効果的に届けることは、スポーツ環境の整備にとっても必要なことである。

【具体的施策】

① スポーツ教室などの拡大・充実

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催) 【再掲】

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(女性対象の教室等の開催) 【再掲】

- ・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズにあったスポーツ機会を提供する。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

② スポーツを支える人材の育成

(スポーツ指導者の養成) 【新規】

- ・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

(スポーツ指導者養成への支援) 【新規】

- ・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

(スポーツ推進委員の研修の充実等) 【新規】

- ・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者として活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

③ スポーツ施設の充実

(施設の計画的改修)

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(施設の運営改善) 【再掲】

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

④ 身近なスポーツの場の充実

(公園等の維持管理) 【再掲】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(子ども館における遊びの充実) 【再掲】

- ・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(学校施設、校庭、園庭開放の推進) 【再掲】

- ・学校教育上、支障のない限り、学校施設、校庭、園庭を地域のイベントやスポーツ活動に開放しており、今後も開放に努める。

⑤ 総合型地域スポーツクラブの育成

(総合型地域スポーツクラブへの参加の促進)

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもから高齢者までが、スポーツに限らず文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している。こうした総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

(総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援)

- ・市内唯一の総合型地域スポーツクラブである「のだスポレクファミリークラブ」の育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて希望や要望があった場合は、設立に向け、積極的に支援する。

⑥ スポーツにおける安全の確保

(施設の安全管理) 【新規】

- ・各競技者が競技中に施設管理上の不備で事故等が発生しないよう施設管理の徹底を図る。

(スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識の普及)

- ・スポーツ施設管理者、スポーツ団体等に対して、スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識を積極的に習得するよう促し、それを実践するための取組を支援する。また、スポーツに関する保険制度について普及を促すなどして、事故対応の意識の啓発を促進する。

(AEDの有効活用)

- ・スポーツ施設等に設置したAEDの適切な管理を行い、施設管理者やスポーツ団体が、不測の事態において速やかにAEDを使用できるよう、研修等を支援する。

(学校体育における安全性の確保) 【再掲】

- ・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技術講習会等でのスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等に

についての教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理に関する啓発を図る。

⑦ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

(3) 市内のスポーツ選手の競技力の向上

【数値目標】

県民体育大会成績

県民体育大会の成績の向上を図る

男女総合	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	329 人	345 人	360 人
総合成績	12 位	11 位	10 位

【現状と課題】

競技スポーツに参加する選手にとって、優秀な成績を収めることは、目標でもあり、励みでもある。

また、その選手の活躍は、他の市民にとって誇りや大きな目標となる。本市にゆかりのある選手が、全国大会やオリンピックなどの世界大会で活躍することは、多くの市民に夢や感動を与えるだけでなく、スポーツへの関心を高め、参加意欲を促し、する人だけではなく、みる人、ささえる人の増加につながる。このように、競技力の向上は、個人の目的達成だけではなく、地域のスポーツ振興に寄与するものである。市内の競技スポーツ団体や競技スポーツに参加する小中学生の競技力の向上に努める必要があるとともに競技大会に参加する団体・個人を支援する必要がある。

そのためにトップアスリートと触れ合う機会の充実や指導者の指導技術の向上を図る。

【具体的施策】

① 大会への参加促進

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化) 【再掲】

- ・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

(県民体育大会への参加促進)

- ・県民大会に参加することで日頃の練習の成果を確認するとともに、次のステップへ飛躍するきっかけになるため、県民大会へ積極的に参加を促進する。

(スポーツ表彰制度の周知及び活用)

- ・各種スポーツ大会等における成績優良者や指導者に対する教育委員会表彰を実施するとともに、その成果を広く周知することによって、スポーツ参加者の意欲を高め、スポーツへの市民の関心を高める。

(全国大会等への出場に対する支援の拡充)

- ・全国大会等へ参加する児童生徒への補助を実施するとともに県民体育大会参加者への支援を行う。また、新たに奨励金制度を創設する。

② トップアスリートと触れ合う機会の充実

(トップアスリートと触れ合う機会の充実)

- ・トップアスリートとの触れ合いの機会を提供し、子どもたちに実体験に基づく講義や実技を行い、夢を持つ大切さや技術の向上を図る。また、市民のスポーツのレベルアップが図られるよう、さまざまな種目のアスリートの招聘に努める。

(スポーツ選手活用事業の活用)

- ・市内各小中学校に対し、生涯にわたってスポーツに楽しむ心身育成のため、トップアスリートと触れ合う機会を設定し、意欲的にスポーツ教室の開催をすすめる。

(トップレベルの競技観戦)

- ・技術力向上や自分自身の目標設定のため、トップレベルの試合を観戦することを奨励するため、地元出身の選手が出場する大会などの情報を提供する。

(生涯スポーツ推進事業の開催)

- ・野田市体育協会との共催により、元トップアスリートやオリンピックを招聘し、市民等へその技術力や指導方法の技術的な指導を行う。

③ 指導者の育成

(元アスリートの活用) 【新規】

- ・元トップアスリートのセカンドキャリアを活用し、スポーツ教室や指導者の育成事業等を開催する。

(スポーツ指導者の養成) 【再掲】

- ・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

(スポーツ指導者養成への支援) 【再掲】

- ・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

(スポーツ推進委員の研修の充実等) 【再掲】

- ・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者としての活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

④ スポーツ施設の充実

(施設の計画的改修) 【再掲】

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(4) スポーツを通じた地域活性化

【数値目標】

市内運動会等参加者数

市内運動会及び各地区スポーツ行事の参加者数の増加を図る。

各地区運動会等	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	20,233 人	21,240 人	22,250 人

【現状と課題】

少子高齢化の進展や核家族化等による家族構成の変化に伴い、地域社会のつながりの希薄化や相互扶助の低下傾向にある。

野田市の将来人口は、平成42年（2030年）に約15万2千人と想定されており、また、65歳以上の高齢化率は、平成22年と比し11.7ポイント増の33.6パーセントと見込んでいる。

現在、市内の各地域で行われている地区運動会やレクリエーションイベントへの参加者数も工夫を凝らし、子どもから大人まで参加できるようなメニューで実施しても減少傾向にあるのが現状となっている。

また、スポーツ少年団や少年野球についても生活様式の多様化や少子化により参加者数が下がっており、地域で一緒に活動する子どもたちを増やしていくためのきっかけづくりの場を設けることや、気軽に運動に取り組むことができる環境づくりが必要である。

本市には、多くの歴史や文化資源が存在することから、市内外を問わず、スポーツ情報を広く提供しスポーツの推進と、市の魅力発信のため、観光PRにも力を入れ地域活性化につなげていく必要がある。

【具体的施策】

① 地域のスポーツ大会の活性化

（地域スポーツ活動への支援）

- ・近隣住民とのコミュニケーションの醸成を図ることは、地域の防災対策、地域住民との絆を生むことから各地域で開催している地区運動会やスポーツ・レクリエーション等のスポーツイベントの支援を図る。

（地域スポーツ活動への参加促進）

- ・市民が比較的身近なところで近所の方々と参加することができるのが、地区運動会等地域で開催されるスポーツイベントである。情報発信を支援することなどにより、地域コミュニティづくりのきっかけにもなる地域スポーツ大会への幅広い市民の参加を促進する。

（スポーツ推進委員による地域スポーツの推進）

- ・スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ振興の中心的役割が期待されていることから、各地域におけるスポーツ推進委員の役割を周知し、地域におけるスポーツの指導及び普及の推進を図る。

（親子参加、世代間交流イベントの開催、支援）【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による交流人口の拡大

（全市的なスポーツ・レクリエーションのイベント開催）【新規】

- ・全市的なスポーツ・レクリエーションのイベントを開催することにより、市民のスポーツに関する意識を高めることにより、「する市民、みる市民、ささえる市民」の増大を図る。

(観光・商工部門との連携によるスポーツイベントの開催)

- ・市内の観光・商工資源と連携して、野田市の魅力を発信できるようなスポーツイベントを開催することによって交流人口を拡大し地域の活性化を図る。

(東京オリンピック・パラリンピック大会等国際大会の活用) 【新規】

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に開催される。そのような国際大会等の開催に当たっては、その大会の関心度の高さを活用して市民がスポーツに関心を持つことができるような取組を行う。

③ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善をし、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

④ 全国大会等の開催支援

(各競技団体や民間事業者が主催、共催する大会開催の支援) 【新規】

- ・市民等が各種競技スポーツに触れ、感動を味わう機会を拡大し、地域活性化に資するために、各競技団体や民間事業者が主催・共催する全国レベルの大会開催の支援に努める。その際、市の観光案内や銘菓、障がい者施設等で製作した物品等の紹介や販売を行い、地域の活性化に努める。

⑤ 地域スポーツと企業、各種団体との連携

(スポーツ団体への支援)

- ・各スポーツ団体における会員数の減少や、指導者の不足等の問題を解消するため、幅広い啓発活動や情報の提供体制の充実を目指す。

(野田市体育協会加盟団体の認知度向上と活動への支援)

- ・野田市体育協会には、28種目のスポーツ団体が加盟して活動をしている。種目によっては、新規に会員が集まらず会員の高齢化が進んでいる場合も見受けられるため、積極的な広報活動等により会員の加入を促進し、更に加盟団体の活動を支援する。

(地域スポーツと企業・大学との連携)

- ・スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業や大学との連携・協働を促進する。

(総合型地域スポーツクラブへの参加の促進) 【再掲】

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもから高齢者までが、スポーツに限らず文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している。こうした総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

(総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援) 【再掲】

- ・市内唯一の総合型地域スポーツクラブである「のだスポレクファミリークラブ」の育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて希望や要望があった場合は、設立に向け、積極的に支援する。

4 本計画を進めるに当たって

(1) 計画実現に向けた一体的推進

本計画の目標を達成するために、市民や行政だけではなく、地域の様々なスポーツ関係機関や団体等が互いの役割を補完し協働しながらスポーツを推進する。このような観点から、野田市、学校並びに野田市体育協会、野田市小中学校体育連盟、野田市レクリエーション協会等のスポーツ団体及び民間事業者その他の関係者が連携・協働して野田市のスポーツの推進に取り組んでいく必要がある。

また、市の各部署で行われている事業が、総合的・計画的かつ効率的・効果的に行われるよう、各部署の横断的連携を図る。

(2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、野田市におけるスポーツを推進するために、計画の進捗状況について、学識経験者や学校関係者、スポーツ推進委員などから成る「スポーツ推進審議会」へ報告し、意見を聴取しながら検証し、改善を図る。

また、社会情勢やスポーツに関する状況変化にも注意を払い、市域におけるスポーツの推進の実現のための方策を検討していく。

野田市スポーツ推進計画

平成25年2月

野田市教育委員会

目 次

1	計画の策定に当たって	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の社会的背景	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画期間	2
2	計画の基本的考え方	
(1)	本計画の基本方針	3
(2)	本計画の基本目標	3
①	子どものスポーツ機会の充実と体力の向上	3
②	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	3
③	スポーツ環境の整備	3
④	市内のスポーツ選手の競技力の向上	4
3	スポーツ推進の基本目標	
(1)	子どものスポーツ機会の充実と体力の向上	5
①	幼児期における体力づくりの促進	5
②	学校体育の充実	6
③	スポーツ環境の充実	8
④	市主催事業の充実	8
(2)	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	10
①	高齢者のスポーツ参加機会の拡充	10
②	障がいのある人のスポーツ参加機会の充実	11
③	社会人（職業人）のスポーツ参加機会の充実	11
④	スポーツにおける安全の確保	12
(3)	スポーツ環境の整備	14
①	スポーツ指導者の充実	14
②	スポーツ施設の充実	15
③	スポーツに関する情報提供の充実と企業等との連携	16
(4)	市内のスポーツ選手の競技力の向上	18
①	各種スポーツ大会への参加	18
②	科学的練習方法の導入	18
③	トップアスリートと触れ合う機会の促進	19
4	本計画を進めるに当たって	
(1)	計画実現に向けた一体的推進	20
(2)	計画推進に向けた広報活動	20
(3)	計画の進捗状況の検証と計画の見直し	20

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

国において、スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、新たにスポーツ基本法を制定し、平成23年8月に施行された。

基本法の前文には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされている。

国においては、スポーツ基本法の制定に伴いスポーツ基本計画を、千葉県においても千葉県体育・スポーツ推進計画を策定した。

野田市では、これまで総合計画に「教育・文化の充実」を目標に掲げてスポーツ振興を図ってきたが、今後は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき国の定めるスポーツ基本計画を参酌するとともに、県の計画及び市の総合計画を踏まえながら、年齢や性別、障がい等を問わず広く市民がその適性等に応じてスポーツに参画することができるよう、中長期的な展望に立った野田市スポーツ推進計画を定めようとするものである。

(2) 計画策定の社会的背景

日本社会は、少子高齢化・高度情報化の進展、地域社会の人間関係の希薄化が進んでおり、社会環境や価値観は急激に変化している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪うとともに、国民生活にも未曾有の大きな被害をもたらした。

現在も復旧・復興が大きな課題になっているが、そのプロセスを通じて「社会の絆」の重要性が改めて認識された。

このような社会環境の変化に対応していく為には、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であることが重要である。そこでは、次代を担う青少年が他者との共同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康で長寿を享受できる社会を実現することが必要と考える。

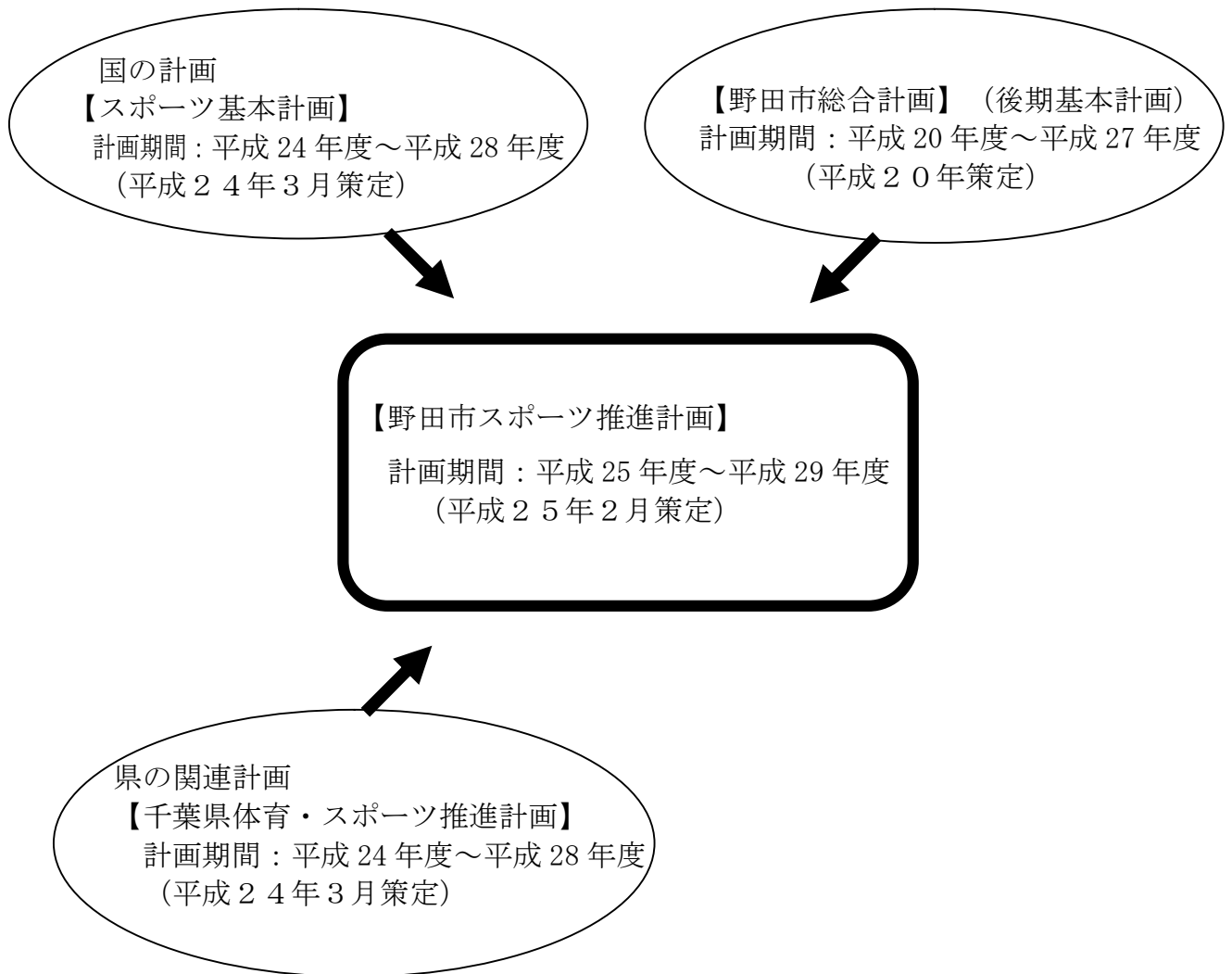
そのような社会を目指すに当たりスポーツには、大きな貢献が期待される。

今回の被災地でのスポーツによる取組からも、スポーツは、する人、見る人、支える全ての人々に勇気と希望を与え、社会状況を変える大きな力を持つことは実証された。

平成23年8月にスポーツ基本法が施行されたことを契機とし、野田市においてもこうした社会状況の中で人々に活力と勇気を与えてくれるスポーツ推進計画を策定し、スポーツを通じて心豊かな野田市を実現していこうとするものである。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、県の体育・スポーツ推進計画及び総合計画との整合性を踏まえた計画とする。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とする。

ただし、新総合計画が平成27年度に策定されるため、これに伴い必要がある場合には、計画の見直しを行う。

2 計画の基本的考え方

(1) 本計画の基本方針

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整えることを目指すものとする。

(2) 本計画の基本目標

「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、基本目標を次の4項目とし、それぞれの基本目標ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組むものとする。

① 子どものスポーツ機会の充実と体力の向上

幼児期の子どもは、体を動かしたいという運動要求が強いため、日頃の運動遊びを通して体力の基礎を養うことが必要である。また、子どもは学校や地域等においてスポーツの楽しみや喜びを体験することによって、体力や運動能力が向上するとともに克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものである。学校の体育活動や地域スポーツ等を通じて、こどもが十分に体を動かし、スポーツの楽しさを体験するとともに体力の向上を図ることができるような環境を作ることを目標とする。

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

生涯にわたってスポーツ活動に参加することは、心身ともに健康で、文化的な活動を営むために重要である。このため、市民誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え及びスポーツを育てる活動に参画できる環境作りを目指す。その際には、高齢者や障がいのある人等への配慮が必要である。さらに、スポーツ活動中の事故等の防止や軽減を図るために安全を確保することを目標とする。

③ スポーツ環境の整備

市民が、主体的にスポーツに親しむためには、活動の拠点となる施設やスポーツ指導者の充実が必要である。また、スポーツに関する情報を提供していく必要がある。市内のスポーツ施設の改修等を実施するとともに、スポーツ指導者を育成し、スポーツ情報を提供するなどハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備することを目標とする。

④ 市内のスポーツ選手の競技力の向上

市内小中高等学校の児童・生徒の中には、各地で開催されるスポーツ大会で優秀な成績を修める選手も出ている。こうした活躍は、個人の資質と学校や所属するクラブにおける練習の成果といえる。また、県民体育大会等においても種目によっては、上位入賞するなどの成績を修めている。市内において優秀なスポーツ選手を育成することにより、将来は世界を舞台にして活躍できる人材を輩出できるよう市内のスポーツ選手の競技力の向上を目標とする。

3 スポーツ推進の基本目標

(1) 子どものスポーツ機会の充実と体力の向上

目標 子どもたちの活動の礎(いしずえ)となる体力の向上

① 幼児期における体力づくりの促進

(ア)現状と課題

文部科学省が平成19年から21年度までに実施した「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」の結果では、普段から戸外の遊びをよくする幼児ほど運動能力テストの得点が高く、運動の活発化や生活習慣の改善を行った幼稚園・保育園を卒業した子どもは、小学校就学後に運動頻度が高いことが明らかになった。

しかし、子どもの体力は低下傾向にある。幼児期は、身体諸機能が著しく発達する時期である。幼児の興味のある遊びの中で、自分から十分に身体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。

市内児童生徒の体力の現状は、「全国・運動能力、運動習慣調査」（平成22年度実施）によると、女子は小学校5年生、中学校2年生とも各種目とも高い水準にあり、全体としてもそれぞれ全国2位、1位と全国トップレベルに位置している。男子については、小学校5年生は、全国19位、中学校2年生は10位に位置し、全国平均を上回っている。野田市は、極めて高い水準にあるが、種目別に見ると課題があり、今後、課題克服のための運動を取り入れていく必要がある。

「千葉県体力・運動能力調査」（平成23年度実施）の結果についても、運動能力証の交付率が高く、体力テスト上位者が多い中、体力・運動能力の二極化も懸念される。

また、障がいのある子どものスポーツについて、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められている。

(イ)具体的施策

(幼児期における運動の重要性の啓発)

- ・ 幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるため、保護者がその効果を認識するよう保護者会や広報誌等を通じて啓発を行う。

(スポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者ニーズの把握)

- ・ 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者のニーズを把握する。また、障がい者団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障がい者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究に努める。

(「全国体力・運動能力、運動習慣調査」への参加)

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣調査」に参加し全国との比較や年次推移等の分析により児童生徒の体力・運動能力の把握に努め、その向上に努める。

平成 22 年度「全国体力・運動能力、運動習慣調査」結果 () 全国順位

	小学 5 年生男子	小学 5 年生女子	中学 2 年生男子	中学 2 年生女子
全国	5 4 . 3 6	5 4 . 9 1	4 1 . 5 4	4 7 . 9 9
千葉県	5 6 . 5 4 (4)	5 7 . 3 2 (5)	4 5 . 0 8 (3)	5 2 . 1 6 (3)
野田市	5 4 . 7 8 (19)	5 8 . 6 1 (2)	4 3 . 5 1 (10)	5 4 . 1 7 (1)

(運動能力証の交付を受けることの奨励)

- ・児童生徒の体力向上を図り、活力あふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に交付される運動能力証の交付を受けることを奨励する。

(「スポーツ医・科学」の積極的な活用)

- ・年齢や性別に応じたスポーツの促進や体力向上策の中で、医学・歯学・生理学・心理学・力学を始めとした経営学や社会学等を含めた「スポーツ医・科学」の積極的な活用を図る。

② 学校体育の充実

(ア) 現状と課題

学校における体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものである。

新学習指導要領においては、児童の発達段階を考慮し指導内容の系統化が図られたが、小学校においては、教員の高齢化とともに若年層教員の増加により、教員が体育の授業に不安を抱えている状況も見受けられる。中学校においては、武道必修化に伴い男女共修で安全に配慮した指導を図ることが求められている。高等学校においては、将来にわたって継続的なスポーツライフを営むことができるようにする指導が求められている。指導の充実を図るためには、教員の研修が求められている。

また、障がいのある児童生徒の学校の体育に関する活動については、児童生徒の障がいの種類や程度に応じた対応が行われてきたところであるが、スポーツ基本法でも、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められている。

学校体育施設の耐震化については、平成 27 年度を目途に進めている。

(イ) 具体的施策

(教員の指導力の向上)

- ・新学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容の定着を図る観点から、実技研修会の開催や授業公開等により、教員の指導力向上を図る。

(武道必修化への対応)

- ・中学校における武道必修化に伴い、安全かつ効果的な指導のために、地域の指導者等の積極的な活用等による指導体制及び施設等の充実を図る。

(社会体育指導員及び地域人材の活用)

- ・小・中・高等学校での体育指導及び部活動補助として社会体育指導員及び地域人材の積極的活用を図る。

(スポーツ医・科学の研修実施)

- ・学校体育活動を安心して行うことができるよう、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防に関する知識の普及啓発や学校と医療機関との連携を促進するとともに、安全性の向上や事故防止等についての教員等の研修の充実を図る。

(技術講習会の開催)

- ・中学校・高等学校での体育指導及び部活動指導の充実のため、保健体育教員及び部活動指導者を対象として、技術講習会等を開催し、指導者の養成及び資質の向上を図る。

(多様なニーズに応える運動部活動)

- ・児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、研修等により指導力や経営・調整能力の向上を図るとともに、学校と地域のスポーツ指導者との連携を図る。

(スポーツ医・科学の活用)

- ・学校の体育活動を安心して行うことができるよう、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障がいの予防・早期発見に関する知識の普及啓発や学校とスポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するとともに、安全性の向上や事故防止等についての教員等の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理に関する啓発を図る。

(障がいのある児童生徒への取組)

- ・学校において、「個別の教育支援計画」を作成するなど障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じて教育的支援を行う。また、「交流及び共同学習」を行う際は、障がいのある児童生徒の実態に応じた配慮を行いつつ、障がいの有無にかかわらず、ともに身体を動かす喜びを味わうとともに交流を深める取組を推進する。さらに、障がいのある児童生徒の学校の体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者等との連携を促進する。

(体育施設の充実)

- ・学校体育館の耐震化やバリアフリー化等の学校体育施設の充実に努める。

③ スポーツ環境の充実

(ア) 現状と課題

地域における子どものスポーツ機会の場として、市内にはスポーツ少年団、少年野球連盟、野田ジュニア陸上クラブ等が活動しているが、スポーツ指導者の確保が十分できていないとともに、近年、少子化や価値観の多様化により加入率も低く、子どものスポーツ機会を十分提供できているとは言えない状況にある。

さらに、障がいのある子どものスポーツについて、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められている。

(イ) 具体的施策

(スポーツ団体活動の充実)

- ・各スポーツ団体における会員数の減少や、指導者の不足等の問題を解消するため、幅広い啓発活動や情報の提供体制の充実を目指す。また、各地の大会において優秀な成績を修めている団体に対しては、さらにレベルアップを図るための施策の検討が望まれる。

(スポーツ指導者の養成)

- ・スポーツ団体においては、子どもの発達の段階に応じて多様な指導を行うことができるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等に取り組むことが期待される。

(総合型地域スポーツクラブへの参加)

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもと保護者・家族が幅広い年齢層の参加者とともにスポーツを楽しむ機会を提供している。総合型スポーツクラブの啓発を通じより多くの参加を図る。

(スポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者ニーズの把握)

- ・地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者のニーズを把握する。また、障がい者団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障がい者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究に努める。

(地区運動会等のスポーツ事業への参加促進)

- ・市内各地区において、地区運動会等のスポーツ大会が開催されている。こうした地域における活動は、地域コミュニティの形成にも大いに貢献しており、大会内容等を工夫し、青年層や子ども達も含めより多くの参加を推進する。

④ 市主催事業の充実

(ア) 現状と課題

市が実施しているスポーツ事業としては、子どもたちが休みになった隔週土曜日に実施しているオープンサタデークラブや関宿城マラソン大会、市民駅伝競走大会、青少年剣道大会、更に東葛飾地区スポーツ大会としてグランドゴル

フ大会等を実施している。加えてスポーツ団体が開催する市民スポーツ大会を支援しているが、参加者の拡大や市民各層を対象とした新たな取組が望まれている。

(イ) 具体的施策

(オープンサタデークラブ活動の充実)

- ・現在、完全学校週5日制により、子どもたちが休日になった第1・第3土曜にオープンサタデークラブを実施しているが、この中で現在開設しているスポーツ種目（柔道、剣道、テニスボール及びバドミントン等）とともに新たなメニューも検討し、参加促進を図る。

(市主催各種スポーツ大会の充実)

- ・市が主催する市民駅伝競走大会（11月頃開催）、関宿城マラソン大会（2月頃開催）、青少年柔剣道大会（4月頃開催）等への参加促進を図ることにより、学校体育等における練習の成果の発表の場とし、今後のスポーツへの取組の動機付けの機会とする。また、市民各層を対象とした取組を推進する。
さらに、高齢者や障がいのある人等の参加についても配慮する。



一斉にスタート市民駅伝競走



強風の中での関宿城マラソン



技あり！青少年柔剣道大会

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

目標 市民誰もがスポーツで元気に

① 高齢者のスポーツ参加機会の拡充

(ア)現状と課題

野田市の総人口は、平成18年度には、154,630人、平成23年度には、157,363人となっており2,733人増加している。高齢者人口は、28,661人から35,928人になり7,267人増加しており、高齢化率は18.5%から22.8%と4.3ポイント上昇している。

高齢者一人一人が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、明るく活力ある長寿社会を構築するためにも、スポーツに参加する機会の拡充が重要である。

(イ)具体的施策

(ニュースポーツの啓発・普及)

- ・比較的新しく開発されたニュースポーツとして、グラウンド・ゴルフは、近年高齢者の間でも人気が高く、大変な広がりを見せている。グラウンド・ゴルフに限らず、高齢者でも親しみやすいニュースポーツの啓発・普及を図る。

(総合型地域スポーツクラブへの参加)

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもから高齢者までが、スポーツに限らず文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している。こうした総合型地域スポーツクラブへの高齢者の参加を促進する。

(ウォーキング等の奨励)

- ・高齢者においては、体力や健康の関係で、団体でのスポーツには参加しにくい場合が考えられる。個人が自分のペースで行うことができる、ウォーキングやランニングに親しむことを奨励する。

(公民館での軽スポーツ活動への参加促進)

- ・公民館において、社交ダンスや健康体操を行う枝豆体操の普及サークル等が活動しているが、比較的高齢者でも参加しやすい活動であるため、サークル活動の情報を発信し参加を促進する。

(健康づくりフェスティバルへの参加促進)

- ・毎年、10月に保健センターにおいて開催している健康づくりフェスティバルにおいて、体力測定及び適切な運動指導等を実施している。自分の体力を確認し、自分に合った運動方法を見つけることができる機会であるため積極的な参加促進を図る。

(身近な場所での運動)

- ・高齢者においては、スポーツ施設等へ移動することも困難である場合も考えられるため、近隣の公園等でのラジオ体操やストレッチ等の運動を奨励する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供)

- ・定年退職等により仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、スポーツボランティア等のスポーツ活動を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツプログラムやスポーツイベント等様々な機会を提供する。

② 障がいのある人のスポーツ参加機会の充実

(ア)現状と課題

スポーツ基本法の規定において、スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類、程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められている。公益財団法人日本障害者スポーツ協会による障がい者スポーツ指導員については、人数は増加しているものの、活躍の場所や機会が少ないとの指摘がある。一方、地域スポーツにおいては、障がい者のスポーツ活動に知見のあるスポーツ指導者の確保や障がい者に配慮した施設・設備の整備とともに、障がい者のスポーツに参加する機会が少ないことが課題となっている。

(イ)具体的施策

(スポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者ニーズの把握)

- ・地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障がい者のニーズを把握する。また、障がい者団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障がい者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究に努める。

(障がいのある人への施設の対応)

- ・障がいのある人がスポーツに親しむためには、スポーツ施設にも障がいのある人たちの利用に対する配慮が必要である。施設の移動空間からトイレに至るまで、対応が必要である。

(ウォーキング等の奨励)

- ・障がいのある人でも参加しやすいスポーツとして、自分のペースで行うことができるウォーキングやランニングが考えられる。安全で安心して行うことができるウォーキングやランニングを奨励する。

③ 社会人（職業人）のスポーツ参加機会の充実

(ア)現状と課題

現代日本の労働環境を見ると、企業が工場の海外移転を進める等の理由により雇用が減少しており、また、雇用の形態が多様化する等の社会問題が発生している。さらに、高度情報化の進展等により労働環境は一層厳しくなっている。こうした状況の中で、学生時代にはスポーツに参加していた人でも社会人になると仕事中心の生活となり、運動する機会が減少する傾向がある。これに対応するためにも社会人のスポーツ環境の確保が必要である。

スポーツを「支える人」の重要な要素であるスポーツボランティアは、地域スポーツクラブ等のスポーツ団体において、日常的に運営やスポーツ指導を支えたり、地域スポーツ大会等の運営を支えるなどしており、スポーツ推進のために一層の活躍が期待されている。

(イ) 具体的施策

(地域スポーツ活動への参加促進)

- ・市民が比較的身近なところでご近所の方々と参加することができるのが、地区運動会等地域で開催されるスポーツイベントである。地域コミュニティづくりのきっかけにもなる地域スポーツ大会への幅広い市民の参加を促進する。

(地域スポーツ活動の運営への参画)

- ・地域住民が日常的に総合型クラブを始めとした地域スポーツクラブやスポーツ団体等の運営に参画できたり、地区運動会や地域スポーツ大会等のスポーツイベント運営・実施やスポーツの指導に参画できる環境整備に努める。

(ウォーキング等の習慣化)

- ・社会人になると仕事中心の生活になり、団体でのスポーツ活動への参加が難しくなることから、自分のペースで行うことができるウォーキングやランニング等のスポーツ習慣を身に付けることを促進する。

(夜間のスポーツ教室等の開催)

- ・市営スポーツ施設において、社会人等を対象にして夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。また、社会人においては、市営スポーツ施設、民間スポーツクラブ等を有効に活用することが望まれる。

④ スポーツにおける安全の確保

(ア) 現状と課題

スポーツ活動中の事故・外傷・障がい等の防止や軽減を図るためには、スポーツ用具の安全を確保することや実技指導を行うスポーツ指導者が、必要な知識・技術を習得して、指導に活用することが重要である。スポーツ用具の安全の確保については、施設管理者がスポーツ用具の定期的な点検や保管管理について十分に配慮することが必要である。また、スポーツ指導者については、常に最新のスポーツ医・科学に関する知見を習得することが望まれる。また、スポーツ施設にもAEDの設置が進んでおり、人命救助のために大きな力になっているが、利用者がAEDの操作に精通している状況にはない。

(イ) 具体的施策

(スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識の普及)

- ・スポーツ施設管理者、スポーツ団体等は、スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識を積極的に習得するように努め、それを実践するための取組を推進

する。また、スポーツに関する保険制度について普及を促すなどして、事故対応の意識の啓発を促進する。

(AEDの有効活用)

- ・スポーツ施設等においては、AEDを設置するよう努め、その適切な管理を行う。また、施設管理者やスポーツ団体においては、不測の事態において速やかにAEDを使用できる体制を整える。

(スポーツ施設の安全確保)

- ・市営スポーツ施設においては、子ども、女性、高齢者及び障がい者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を造り出すため、バリアフリー化等の安全確保に努める。

(3) スポーツ環境の整備

目標 市民がスポーツに親しむ機会を充実

① スポーツ指導者の充実

(ア) 現状と課題

スポーツ基本法において地域のスポーツ推進体制の重要な部分を担うこととされている「スポーツ推進委員」（旧体育指導委員）の活動内容について、同法により、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されたが、現状では、実技指導や教育委員会が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務はおおむね実施されているが、スポーツ活動全般にわたるコーディネート等の取組は十分でない面も見られる。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整の役割等法律で要請されている新たな役割に対応して、更なる支援が求められる。

また、スポーツ指導者登録制度等もあるが、十分に機能しているとは言えない状況である。

(イ) 具体的施策

(スポーツ施設でのスポーツ教室の開催)

- ・現在、指定管理者が管理している総合公園、関宿総合公園及び春風館道場においては、卓球、ヨガ、グラウンド・ゴルフ、水泳、剣道、弓道等のスポーツ教室が開催されている。これら教室は、初心者もスポーツに参加する入口として、重要な機会であるため、教室への参加促進を図るとともに、内容の充実を図る。



ヨガ教室で心身の鍛錬



気功教室でリフレッシュ



ホールインワン！グラウンド・ゴルフ教室

(スポーツ推進委員の研修の充実等)

- ・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者としての活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通じ認知度の向上を図る。

(登録指導者の活用)

- ・スポーツ指導者の登録制度として千葉県社会体育公認指導者名簿、千葉県スポーツプログラマー名簿、千葉県スポーツリーダー名簿等があるが、その存在はあまり知られておらず、十分活用されていないのが実情である。より積極的な情報提供と制度の有効活用を促進する。

② スポーツ施設の充実

(ア) 現状と課題

市営のスポーツ施設については、各種スポーツに対応した施設はおおむね整備されている。しかし、最近整備された施設については、障がいのある人にも配慮するなど充実しているが、障がいのある人への対応が十分ではなく、また、老朽化している施設もある。施設の改修の際には、高齢者や障がいのある人にも配慮が必要である。

また、民間フィットネスクラブ等のスポーツ施設についても市民のスポーツニーズに応えている。

市民のスポーツニーズも多様化していることから手軽に運動のできるウォーキング等のコースを紹介することも必要である。

(イ) 具体的施策

(市営スポーツ施設のバリアフリー化等)

- ・平成17年にオープンした総合公園陸上競技場には、車椅子対応トイレ1箇所、オストメイト対応トイレ1箇所、車椅子用スロープ付出入口、エレベーター1台、車椅子用観客席6席等を設けている。また、同じく平成17年にオープンした関宿総合公園体育館には、オストメイト及び車椅子対応トイレ1箇所、車椅子対応トイレ2箇所、エレベーター1台及び車椅子用観覧席2席を設けている。このように比較的近年整備されたスポーツ施設については、障がいのある人等にも配慮した施設となっているが、それ以前に整備された市営スポーツ施設については、今後の施設の改修等の際には、可能な限り障がいのある人にも配慮した施設の整備に努める。

また、施設の運営についても障がいのある人等に配慮する。



総合公園陸上競技場の全景



関宿総合公園体育館エレベーター



関宿総合公園体育館車椅子対応トイレ

(民間スポーツクラブ等の充実)

- ・市内にフィットネスクラブ、スイミングクラブ、ゴルフ練習場等民間のスポーツ施設が設置されているが、当該施設は市民がスポーツに親しむための重要な場所になっており、高齢者や障がいを持った人たちにもスポーツの場を提供することが望まれる。

(ウォーキング、ランニング等の運動啓発)

- ・スポーツクラブや団体でのスポーツ活動がある一方で、手軽に運動できる場所を確保することは重要と考えられる。江戸川、利根川及び利根運河に設置されたサイクリングコースをサイクリングだけでなく、ウォーキング、ランニング等の場所としての活用を推進する。また、総合公園内の園路等も組み入れてのウォーキング、ランニング等の運動啓発を市の健康づくり担当部署とスポーツ推進担当部署とが連携しながら推進する。

(学校施設の開放)

- ・比較的身近な場所で利用できるスポーツ施設として学校施設がある。学校で利用している時間帯は、利用できないなど制約はあるが、身近なスポーツ施設であるため、学校と調整し利用促進を図る。

③ スポーツに関する情報提供の充実と企業等との連携

(ア)現状と課題

市営の公共スポーツ施設は、市のホームページにも公表されているが十分周知されているとは言えない状況であり、積極的な広報が必要である。また、市内には野田市体育協会加盟のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等も活

動しているが、市民の間に十分その存在が知られていない場合もあり、市民の参加を促すような会員募集状況や活動状況等の情報を提供することが望まれる。

地域のスポーツ環境を充実させるためには、市、学校、地域スポーツクラブ、大学、企業等地域における様々な主体が、スポーツ推進に関連し保有する様々な資源を最大限活用しつつ連携・協働して取り組んでいくことが重要である。

(イ) 具体的施策

(市営スポーツ施設情報等の提供)

- ・市営の公共スポーツ施設は、市のホームページにも公表されているが、スポーツ施設の情報提供を行うだけでなく、スポーツイベント内容も含め幅広い情報提供を行う。また、障がいのある人等に対する情報提供にも配慮する。

(野田市体育協会加盟団体の認知度向上と活動の充実)

- ・野田市体育協会には、28種目のスポーツ団体が加盟して活動をしている。種目によっては、新規に会員が集まらず会員の高齢化が進んでいる場合も見受けられるため、積極的な広報活動等により会員の加入を促進し、更に加盟団体の活動が充実することが望まれる。

(野田市レクリエーション協会の認知度向上と活動の充実)

- ・市内で設立されている総合型地域スポーツクラブとしてのだスポレクファミリークラブがあり、平成23年8月1日現在、年間会員150人、種目登録会員130人、合計280人の会員が活動している。主に、ソフトバレー、パドルテニス、グラウンド・ゴルフ等のニュースポーツを楽しんでいるが、その存在については、十分に認知されているとは言えず、今後の積極的広報活動による会員確保と一層の活動の充実が望まれる。

(地域スポーツクラブの法人化)

- ・地域スポーツクラブは、地域スポーツの推進という公益的な活動への一層の貢献に資するため、NPO法人格を取得することが期待される。

(地域スポーツと企業・大学との連携)

- ・スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業や大学との連携・協働を促進する。

(4) 市内のスポーツ選手の競技力の向上

目標 野田から羽ばたけトップアスリート

① 各種スポーツ大会への参加

(ア)現状と課題

市内スポーツ選手は、所属する学校やスポーツ団体において練習を重ね、その競技力の研鑽を図っている。しかし、それだけでは自分の現時点での競技力の確認もできない。また、現在、取り組んでいる競技に対するモチベーションを維持するためにも強豪選手とも競うことができる対外試合等に積極的に参加することが必要である。

(イ)具体的施策

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化)

- ・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。

(市外各地で開催される各種大会への積極的参加)

- ・小中学校体育連盟主催の各種大会等において優秀な成績を収めた選手は、その競技力の向上に対するモチベーションを維持するためにも、より広域的なスポーツ大会に参加し、強豪選手と競い合うことで技量が磨かれると考えられるため、広域的な大会への積極的参加を促進する。

(県民体育大会への参加促進)

- ・主に体育協会加盟団体のスポーツ団体会員にとって、対外試合に参加できる機会は少ないと考えられる。県民大会に参加することで日頃の練習の成果を確認するとともに、次のステップへ飛躍するきっかけになるため、県民大会へ積極的に参加を促進する。

② 科学的練習方法の導入

(ア)現状と課題

学校体育あるいは各種スポーツ団体における競技指導において、従来は根性論的な指導方法が中心であった。勿論、忍耐を強いるような指導方法も有効な場合もあるが、近年、スポーツ科学も研究が進んでおり先進的な練習方法を取り入れることが重要である。

(イ)具体的施策

(科学的練習法の導入)

- ・日本人選手が身体的な問題で、今までは活躍が期待できないと考えられてきた陸上競技や水泳種目においても、近年、活躍できる若手選手が輩出されてきた。これは、日本人の栄養状態の改善や運動生理学的に研究された練習方

法によるものと考えられる。また、成長期における過度の練習による身体的負担は、その後の選手活動に悪影響を及ぼすとの考え方もある。学校体育やスポーツ団体活動等を問わず、やみ雲に練習するのではなく、医学・生理学・心理学・力学等のスポーツ医・科学等に裏づけされた練習方法を導入することが望まれる。

③ トップアスリートと触れ合う機会の充実

(ア) 現状と課題

市内児童生徒が、トップアスリートと触れ合う機会が少ない中、文部科学省が日本体育協会に委託している「スポーツ選手活用体力向上事業」を活用し、スポーツ教室を開催することにより、キャリア教育を含めた生涯スポーツへの意欲付けを図っている。過去3年間の中で、元Ｊリーガーのサッカー選手、元実業団のマラソンランナー、元オリンピック体操選手等との交流教室を実施した。他に児童生徒がトップアスリートと触れ合う機会がなく、学校体育だけでなく、社会体育の中での設定が望まれる。

また、競技の最高水準の試合等を直に観戦することが、技術力向上や自分自身の目標設定のためにも重要である。

(イ) 具体的施策

(スポーツ選手活用事業の活用)

- ・市内各小中学校に対し、文部科学省が日本体育協会に委託している「スポーツ選手活用体力向上事業」の活用を促し、意欲的にスポーツ教室を開催し、トップアスリートと触れ合う機会を設定する。

(トップレベルの競技観戦)

- ・技術力向上や自分自身の目標設定のため、トップレベルの試合を観戦することを奨励する。

4 本計画を進めるに当たって

(1) 計画実現に向けた一体的推進

スポーツ基本法において、スポーツを推進するためには、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないとされている。このような観点から、野田市、学校並びに野田市体育協会、野田市小中学校体育連盟、野田市レクリエーション協会等のスポーツ団体及び民間事業者その他の関係者とが連携・協働して野田市のスポーツの推進に取り組んでいく必要がある。また、市内のスポーツ施設が地域住民のニーズを把握し施設の特性を活かしながら、利用者がより利用しやすい施設運営を心掛け、スポーツ機会の促進を図る。

(2) 計画推進に向けた広報活動

スポーツ基本法の基本理念では、スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるよう推進されなければならないとされている。この基本理念を受け、本計画では、子どもから大人、高齢者、障がいのある人及び社会人のスポーツ参加機会の充実を目標にしているが、これを実現するために、広報誌やホームページ等を利用して、スポーツ活動に関する情報を市民に提供することにより、市民誰もがスポーツに参加することを促進する。

(3) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、野田市におけるスポーツを推進するために、計画の進捗状況について、計画期間中においても不断の検証を行い計画の実現に向けて必要な施策を講じるとともに、検証結果を次期計画に反映するための準備を行う。また、社会情勢やスポーツに関する状況変化にも注意を払い、市域におけるスポーツの推進の実現のための方策を検討していく。

○野田市パブリック・コメント手続条例

平成 22 年 6 月 30 日

野田市条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント手続 市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等からの意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

(対象)

第 3 条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な方向性等を定める憲章及び宣言の策定又は変更

(2) 市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更

(3) 市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

(4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定を適用しない。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公益上、緊急に政策等の策定等をする必要があるため、パブリック・コメント手続を実施することが困難であるとき。

(2) 意見を聴取する手続が法令等により定められているとき。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求により条例の制定又は改廃の案を議会に提出するとき。

(4) パブリック・コメント手続に準じた手続を行おうとするとき。

(5) 政策等の策定等に当たり、実施機関に裁量の余地がないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等の策定等をしようとするとき。

(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等の策定等をしようとするときは、その意思決定を行う前に相当の期間を設けて、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表しなければならない。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景に関する資料

(2) その他実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットの利用その他適切な方法により行わなければならない。

(予告)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定により政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「政策等の案等」という。）を公表する前に、次に掲げる事項を市報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により、パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

2 前項の規定による予告をインターネットを利用した方法で行うときは、政策等の案等を公表する日の10日前までに行うよう努めるものとする。

（意見の提出等）

第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から起算して30日以上の間を定めて、政策等の案等についての意見の提出を求めなければならない。ただし、30日以上の間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日を下回る期間を定めることができる。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) その他実施機関が認める方法

（提出意見の考慮）

第8条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等の策定等をする場合は、前条第1項の規定により提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公表等）

第9条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等の策定等をした場合は、当該政策等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の題名

(2) 政策等の案の公表の日

(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(4) 提出意見を考慮した結果（パブリック・コメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第 3 号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、前 2 項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず政策等の策定等をしないこととした場合には、その旨（別の政策等の案について改めてパブリック・コメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 第 5 条第 3 項の規定は、第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により公表する場合について準用する。

（情報の提供）

第 10 条 市長は、パブリック・コメント手続を終了した政策等の一覧表を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供するものとする。

（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。